

## CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 2026年バングラデシュ個人情報保護法の概要
- 3 2026年6月～7月に発出された主な法令情報（6月3日～7月4日）
- 4 編集後記

## Introduction

約1年間にわたり運休していた東京/成田～ダッカ間の直行便が、2026年7月27日よりビーマンバングラデシュ航空によって運航再開されることが正式に発表されました。同路線は機材不足や運航コストの上昇などを理由に2025年7月から運休していましたが、再開へと至りました。運航は成田・ダッカ発着ともに週1便を予定しています。日本国内に4万人以上が在住するとされるバングラデシュ人コミュニティにとっても、また両国間のビジネス往来や観光にとっても、大きな利便性の向上が期待されます。

本稿では、2026年4月に公表された2026年個人情報保護法について解説いたします。当事務所では個人情報保護規程の作成やレビューについても対応しております。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、[info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)までご連絡頂けますと幸いです。

## 2026年バングラデシュ個人情報保護法の概要

### (1) 概要

2026年4月10日、2026年個人情報保護法（Personal Data Protection Act, 2026、以下「本法」といいます）が公布されました。本法は2025年個人情報保護令に続くものであり、デジタル経済の拡大とプライバシー権の保護との均衡を図ることを目的としています。

### (2) 主要な定義

本法2条は主要な用語を以下のとおり定義しています。

- データ主体: その者が識別されているか識別可能であるかを問わず、個人情報が関係する自然人のことをいいます（同条(3)）。
- 個人情報: 氏名、両親の氏名、識別番号、携帯電話番号、財務情報、位置情報、その他のオンライン識別子を含む、個人の特定を可能にする情報であって、身体的、生理的、遺伝的、生体的、心理的および経済的特徴を包含するものです（同条(17)）。
- センシティブ個人情報: 遺伝情報、生体情報、少数民族に関する情報、政治的または哲学的見解、宗教的信条、労働組合への加入、健康関連情報、性的指向、犯罪歴、およびリアルタイムの位置情報を含みます（同条(21)）。
- データ受託者: 単独または共同で特定の目的のために個人情報を処理し、当該処理を監督し、または他の者に個人情報の処理を許可する者を指します（同条(2)）。
- 重要データ受託者: 国家主権への潜在的影響、処理する情報の量、データ主体の権利に対するリスク、および国家安全保障への潜在的脅威等の要因を考慮の上、規則によって当局が指定した者をいいます（同条(5)）。

### (3) 個人情報処理の原則および同意の取得

本法5条(2)は、データ処理の主たる適法根拠として同意の取得を定めています。同意は、データ主体が十分な情

報に基づいて自由に与えたものであり、特定の目的のために明確に表示されたものであり、かつ、いつでも撤回できるものでなければならないと規定しています。例外として、同意なしに処理を認める場合を限定的に定めています。具体的には、データ主体が当事者である契約の履行、法的権利の確立、行使もしくは防御のために処理が必要な場合、人の生命もしくは健康に関する重要な利益の保護、およびデータ主体自身による一般への任意の開示が挙げられています(本法 5 条(3))。

同意に関する立証責任はデータ受託者が負います(本法 5 条(4))。センシティブ個人情報の処理についてはより厳格な例外が適用されます。原則として明示的かつ具体的な同意を要し、例外が認められる場合であっても、医療上の義務の履行や法的義務の遵守などの場合に厳格に限定されます(本法 6 条)。

本法の下では、データ主体の権利に関する違反(本法 32 条)または適切なデータセキュリティの確保を怠った場合(本法 33 条)は、行政上の罰金のみにより処罰されます。通常のデータ受託者または処理者については最大 250 万タカ、重要データ受託者については最大 500 万タカの罰金が科せられ、違反を繰り返した場合にはさらなる罰金が科され得ます。これらの罰金に加えて、当局は本法 35 条に基づき被害を受けたデータ主体に対する補償を命じることもできます。本法 36 条の下では、違反が法人によって行われた場合、関与した個々の役員または従業員も責任を問われ得ます。

#### (4) データ主体の権利

本法 10 条(4)は、本法第 3 章に定める権利は普遍的、固有、譲渡不能かつ不可侵であり、契約または通知によって剥奪または減損されることはないと明記しています。これによりデータ主体の権利保護のための強固な基盤が提供されています。具体的には、以下の権利がデータ主体に付与されています。

- ① データ受託者によって処理されるデータへのアクセスおよびその移転を受ける権利(本法 11 条)
- ② 不正確または不完全なデータの訂正、更新および補完を求める権利(本法 12 条)
- ③ 同意を撤回し消去を求める権利(本法 13 条)

さらに、本法 12 条または本法 13 条に基づく訂正、補完または削除の請求が承認された場合、本法 14 条はシステム全体への伝播手続を義務付けています。第一次データ受託者は、まず自らのシステムを通じて更新または削除を検証し実行しなければならず、その後、規則で定める手続に従って、変更されたフィールドおよび保持に関する留意事項を当局に通知しなければなりません(本法 14 条(1)、(3))。通知を受けた後、当局は、接続されたすべての第二次データ受託者および処理者に対し、同一の変更を自動的かつ直ちに完了するよう義務付ける指示を発します。また、当局は訂正、監査および検証の目的のために、ブロックチェーンまたはこれと同等の技術を用いた改ざん不可能な台帳に、そのような変更およびその確認のすべてを記録します(本法 14 条(4)(a)、(b))。

この伝播義務はさらに、いかなるデータ受託者、処理者またはデータ利用者が保有するミラー、キャッシュ、バックアップ、災害復旧用の複製、テスト環境、および移行用データセットにも及びます(本法 14 条(6))。

これらの権利の行使を妨害することは、本法 32 条(1)に基づく罰金の対象となります。

#### (5) データ受託者の義務

データ受託者および処理者は、以下を行うことを義務付けられています。

- ① 説明責任を維持し透明性を確保すること(本法 15 条)
- ② 特定された目的を超える使用を禁止すること(本法 16 条)
- ③ 仮名化、暗号化、アクセス制御および定期的なリスク評価を含むセキュリティ対策を実施すること(本法 17 条)
- ④ 規則で定める保持期間を遵守し、処理記録を 5 年間保持すること(本法 18 条、19 条)
- ⑤ 重大な被害のおそれがある場合にはデータ侵害の通知を行うこと(本法 20 条)
- ⑥ 独立した監査人による定期的な監査を手配すること(本法 21 条)
- ⑦ 重要データ受託者の場合には最高データ責任者を任命すること(本法 23 条)

本法 17 条で求められるセキュリティ対策を実施しなかった場合、本法 33 条に基づき最大 250 万タカの罰金が科されます。一方で、18 条に基づく保持期間違反または 23 条に基づく最高データ責任者の任命義務違反について、特定の罰則規定を設けられていません。そのような違反は、それがデータ主体の権利の違反に該当するか、またはセキュリティ・保護義務の不履行に該当するかに応じて、本法 32 条および 33 条の一般的な罰金規定の下で評価されることになるものと考えられます。

(6) 越境データ移転

Bangladesh国外への個人データの移転に関しては、データはその機密性の水準に応じて、公開、内部、機密、および制限の4段階に分類され、それぞれの分類に応じて移転の可否および条件に関する別個の規則が適用されます。

政府は、官報告示により、Bangladesh市民の個人情報の使用から生じる年間の事業上または商業上の利益に対して、手数料または課徴金を課すことができます(本法 29 条(5))。大量のセンシティブな個人識別情報の越境移転は、当局への通知が義務付けられます(本法 29 条(6))。当局は本条の目的のために規則を制定することができます(本法 29 条(7))。

(7) 同意取得の免除

個人情報の処理が、国家安全保障、国防、公の秩序、犯罪の防止、脱税の防止、公衆衛生、報道、または学術研究等の目的のために必要である場合には、データ主体の同意を得る要件は免除されます(本法 24 条(1))。ただし、本法 24 条(2)は、「同意要件からの適用除外は、当該処理、保管、保持、開示およびその他のデータの取扱いに適用される他の規定からの適用除外を構成するものではない」と明示的に定めています。これらの規定は、適用除外自体およびその限界のいずれについても、データ受託者のみならず、当該処理活動に関与する他の者または機関にも適用されます(本法 24 条(3))。

**2026 年 6 月 7 月に発出された主な法令情報(6 月 3 日~7 月 4 日)**

**Official Extraordinary Gazette Notification and other Circulars**

| Issue Date | Title  | Issuing Ministry                                |
|------------|--|---|
| 07-June    | S.R.O. No. 123-Act/2026. -- Amendments to the Universal Pension Scheme Rules, 2023   | Ministry of Finance                             |
| 14-June    | No.33.01.0000.118.06.533.18.243. --National Poultry Development Policy, 2026.  | Ministry of Fisheries and Livestock             |
| 15-June    | No. 40.04.0000.000.002.36.0003.18.98.-- Draft Recommendation on Minimum Wage Rates for All Categories of Workers and Employees in the Automobile Workshop Industry Sector, 2026.   | Ministry of Labour and Employment               |
| 23-June    | S.R.O. No. 231-Act/2026.--Amendment to the National Youth Council (Formation, Structure, Functions and Management) Rules, 2021.  | Ministry of Youth and Sports                    |
| 24-June    | Gas Marketing Rules, 2026  | Ministry of Power, Energy and Mineral Resources |
| 30-June    | S.R.O.No.257-Act/2026/357-VAT.<br>S.R.O.No.258-Act/2026/358-VAT.<br>S.R.O.No.259-Act/2026/359-VAT.<br>S.R.O.No.260-Act/2026/360-VAT.<br>S.R.O.No.261-Act/2026/361-VAT.<br>S.R.O.No.262-Act/2026/362-VAT.<br>S.R.O.No.263-Act/2026/363-VAT.<br>S.R.O.No.264-Act/2026/364-VAT.<br>S.R.O.No.265-Act/2026/365-VAT.<br>S.R.O.No.266-Act/2026/366-VAT.<br>S.R.O. No. 267-Act/2026/367-VAT. | National Board of Revenue (NBR)                 |
| 30-June    | S.R.O. Nos. 235 to 253-Act/2026. -- Amendments to Customs, VAT and Supplementary Duty related Regulations  | Ministry of Finance                             |
| 30-June    | Finance Act, 2026  | National Parliament of Bangladesh               |

|         |   |                                   |
|---------|---|-----------------------------------|
| 01-July | Act No. 98 of 2026. --Gambling Prevention Act, 2026.        | National Parliament of Bangladesh |
| 01-July | Act No. 99 of 2026. --Cyber Security (Amendment) Act, 2026. | National Parliament of Bangladesh |

### Bangladesh Bank Circular

| Issue Date | Title  |
|------------|--|
| 04-June    | BRPD-1 Circular No. 13: Pre-Finance Scheme to support the closed industry and service sectors.   |
| 07-June    | SFD Circular No. 02: Export Diversification Refinance Scheme   |
| 08-June    | SMESPD Circular No. 04: CMSME Working Capital Refinance Fund   |
| 08-June    | FEPD-2 Circular No. 04: Facilitating the receipt of inward remittance from alternative entities by licenced freight forwarders   |
| 08-June    | SFD Circular No. 03: Refinance Scheme for Green Factory Building and Green Industry  |
| 08-June    | ACD-1 Circular No. 01: Refinance Scheme for Agricultural and Rural Sector to Increase Agricultural Production and Employment Generation                                |
| 10-June    | BRD Circular No. 01: Bank Resolution Act, 2026   |
| 11-June    | FEPD-1 Circular No. 11: Development and facilitation of alternative trade finance mechanisms   |
| 15-June    | FEPD-1 Circular No. 12: Business-to-Consumer (B2C) export through online marketplaces/platforms.   |
| 18-June    | FEPD-1 Circular No. 13: Remittance of ship lease rental by shipping companies incorporated in Bangladesh   |
| 22-June    | FEPD-1 Circular Letter No. 09: Remittance of consular fees   |
| 23-June    | BRPD-1 Circular Letter No. 20: Prudential Regulations for Consumer Financing   |
| 23-June    | FEPD-1 Circular No. 14: Opening and Operation of Non-Resident Convertible Taka Accounts (NRCTA)  |
| 24-June    | DMD Circular Letter No. 09: Regarding the continuation of the savings certificate sales service.   |
| 25-June    | SDAD Circular Letter No. 08: Keeping Bank Branches Operational on Saturdays During Mango Season  |
| 25-June    | BRPD-1 Circular Letter No. 21: Prudential Regulations for Consumer Financing (Regulations for Auto Loans and Personal Loans).  |
| 25-June    | SFD Circular No. 04: Refinance Scheme for the Development of ICT Sector.   |
| 25-June    | STD Circular No. 02: Reporting of SBS-2 & SBS-3 Statements through RITs.   |
| 28-June    | FCRPD Circular Letter No. 13: Name Change of Department of Financial Institutions and Markets (DFIM) to Finance Company Regulation and Policy Department.              |
| 28-June    | ACD-1 Circular Letter No. 01: Refinance Scheme for Agricultural and Rural Sector to Increase Agricultural Production and Employment Generation                         |
| 29-June    | FCRPD Circular Letter No. 14: Awareness and complaint resolution about online financial fraud.   |
| 29-June    | BRPD-1 Circular Letter No. 22: Regarding the Intermediation spread between the weighted average interest rate of advances and deposits.                                |
| 29-June    | BRPD-1 Circular Letter No. 23: Special Exit Policy for Recovery/Settlement of Loans  |
| 01-July    | FEPD-1 Circular No. 15: Pilot framework for digital processing of trade documents under documentary collections and letters of credit through approved trade corridors |
| 01-July    | SDAD Circular Letter No. 09: Policy regarding investment of scheduled banks in non-listed securities   |
| 01-July    | SDAD Circular Letter No. 10: Regarding approval of downtime of Citizens Bank Plc.  |

|         |  |
|---------|--|
| 01-July | ACD-1 Circular Letter No. 02: Formulation of Bangladesh Bank Agricultural Development Common Fund (BBADCF)                     |
| 01-July | PSD-2 Circular Letter No. 05: Determination of Fees/Charges for NPSB Transactions and Government Payments                      |
| 02-July | FEPD-1 Circular No. 16: Forward Rate Agreements to hedge interest rate risk against imports under suppliers'/buyers' credit    |
| 02-July | SMESPD Circular Letter No. 03: Addendum of Operating Guidelines for JICA assisted Urban Building Safety Project (UBSP, BD-P84) |

## ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書（業務委託契約書や売買契約書等）を作成して欲しい
- ✓ 労働者の不正への対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 現在依頼している会計事務所のサービスに不満がある
- ✓ 社内通報窓口を外部委託したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

## 編集後記/ Editor's Note

バングラデシュでは、果物は種類も量も豊富で、休憩やおやつとして日常的に食べられています。野菜は荷車で売られることが多い一方、果物は常設の店舗で販売されているのが特徴です。柑橘類、スイカ、バナナ、パイナップルといった見慣れた果物に加え、マンゴーやライチ、デーツなども豊富にそろっています。店頭では果物が美しく並べられ、見た目にも楽しめます。



本稿は、2026年7月10日現在の情報に基づきます。

**TNY Legal Bangladesh Limited**

Address: House 67, Road 4, Block C, Banani  
Email: [info@tnygroup.biz](mailto:info@tnygroup.biz)/ Phone: +8801979433866  
URL: <https://www.tny-bangladesh.com/>



HP



Facebook



Blog